

## 教員選考（准教授または講師：看護師特定行為研修課程）の公募要領

- 1 採用予定人員 1名
- 2 職 名 准教授または講師
- 3 専 門 分 野 看護師特定行為研修課程  
(特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関)
- 4 担当授業科目等  
主に看護師特定行為研修課程において、研修責任者として特定行為研修の内容の企画立案及び特定行為研修の実施の管理を行う。
  - 1) 授業担当科目
    - (1) 共通科目及び区分別科目の講義補助
    - (2) 共通科目：特定行為共通科目統合実習
    - (3) 区分別科目の演習・実習
      - ・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
      - ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
      - ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連
  - 2) 研修全体の管理
    - (1) 指導者等と連携の上、特定行為研修計画の原案の取りまとめ
    - (2) 受講者ごとの特定行為研修の目標達成状況の把握・評価及び実施に向けた特定行為研修計画の調整
    - (3) 特定行為研修の実施状況、受講者ごとの履修状況等への支援と委員会への報告

\*看護学部・看護学研究科の授業及び地域連携・キャリア開発センターの担当等については、着任後に調整します。看護学研究科における授業の担当については、別途、本学大学教員の人事に関する規程第18条に基づく担当教員基準による審査があります。
- 5 応募資格  
本学教員選考基準第5条（准教授）または第6条（講師）の規定を満たし、かつ、次の要件を満たす者とする。
  - (1) 准教授は博士の学位(学位には、外国において授与された相当の学位を含む。)、講師は修士の学位(学位には、外国において授与された相当の学位を含む。)を有し、かつ、看護学に関するすぐれた知識及び経験並びに研究上の業績を有する者
  - (2) 看護師の免許を有する者
  - (3) 原則として看護師の実務経験を5年以上有する者
  - (4) 原則として、特定行為に係る看護師の研修制度の修了者もしくは認定看護師、専門看護師のいずれかの資格または、大学等の教育経験を有する者
  - (5) 本学の運営に積極的に携われる者
  - (6) 学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない者

- 6 採用予定年月日 令和7年9月1日(月) (応相談)
- 7 任 期 准教授 なし  
講師 5年(再任可)  
\*但し、任期中に定年になる場合は退職の日までとする。
- 8 応募書類 (1) 履歴書(教員個人調書) (本学様式)  
(2) 教育研究業績書(本学様式)  
(3) 主要筆頭論文別刷(コピー可)  
准教授 3編(原則、原著であること)  
講師 1編(原則、原著であること)  
(4) 教育・研究・地域貢献に対する抱負  
(1,600字程度にまとめたもの 様式自由)
- 9 公募締切年月日 令和7年5月28日(水) (提出先に必着)
- 10 選考方法 (1) 書類審査  
(2) 教員選考委員による面接(6月上旬に予定)  
\*面接方法は状況に応じて調整します。
- 11 提出先及び問い合わせ先  
群馬県立県民健康科学大学 事務局 総務会計係  
〒371-0052 群馬県前橋市上沖町 323-1  
TEL 027-235-1211  
E-mail kenkou@gchs.ac.jp  
\*書留郵便でお送りください。  
封筒には「看護師特定行為研修課程教員応募書類在中」と朱書してください。  
なお、応募書類は一切お返ししませんのでご了承ください。
- 12 その他 (1) 応募書類様式等は本学ホームページ(<http://www.gchs.ac.jp>)及び  
JREC-IN(<http://jrecin.jst.go.jp>)に掲載してあります。  
(2) 選考の過程で面接等をお願いする場合、旅費等の支給はありませんのでご承知おきください。  
(3) 本学は、文部科学省の大学・大学院設置に係る設置計画の履行期間にある学校の専任教員の採用は行わない方針です。